

介護サービス事業所の監査結果に基づく指定の全部の効力の停止処分について

本日、都は、介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第51条第2項の規定に基づき、指定訪問介護事業所に対して、指定の全部の効力の停止処分を行うことを決定しました。

1 事業者の名称・所在地

- (1) 名称 株式会社ミライエ
- (2) 所在地 東京都国立市東一丁目15番12号8階

2 処分の対象となる事業所名等

- (1) 事業所名 訪問介護事業所ミライエ
- (2) 事業所所在地 東京都東村山市恩多町1-59-2
- (3) サービス種別（事業所番号） 訪問介護(1373401353)
- (4) 指定年月日 令和2年6月1日

3 処分の内容

- (1) 処分内容 指定の全部の効力の停止（現在及び新規の利用者の受入れ停止）
- (2) 処分年月日 令和4年6月16日
- (3) 全部効力の停止期間 令和4年10月1日から同年12月31日までの3か月間

〔裏面に続く〕

(問合せ先)

- ・ 監査結果について
福祉保健局指導監査部指導第一課 直通 03-5320-4290
- ・ 処分（介護保険）について
福祉保健局高齢社会対策部介護保険課 直通 03-5320-4274
- ・ 処分（生活保護）について
福祉保健局生活福祉部保護課 直通 03-5320-4059

4 処分理由

令和3年11月から令和4年4月まで、介護保険法第76条第1項、及び生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第54条第1項の規定により監査を実施した結果、以下のとおり介護保険法及び生活保護法に規定されている処分の要件に該当することが確認された。

(1) 人格尊重義務違反（介護保険法第77条第1項第5号）

令和3年9月から同年10月までの間、利用者2名に対し、居室のドアノブを紐で縛ることにより、居室に隔離していた。

また、令和3年夏頃の少なくとも数日間、利用者3名に対し、居室の水道の元栓を閉めることにより、水分摂取を制限していた。

(2) 不正請求（介護保険法第77条第1項第6号、生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第51条第2項第4号）

令和3年7月から同年10月までの間において、64回、虚偽のサービス提供の記録を作成し、これを基に不正に介護給付費及び介護扶助費を請求し、受領した。

また、令和2年8月から令和3年11月までの間において、589回、サービス提供記録が存在しないにもかかわらず、不正に介護給付費及び介護扶助費を請求し、受領した。

(3) 虚偽報告（介護保険法第77条第1項第7号、生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第51条第2項第5号）

本件法人は、監査において都が提出を求めた物件について、「存在しない」とする虚偽の報告を行い、提出しなかった。

5 不正受領額

約170万円

参考

関係法令

介護保険法（平成9年法律第123号）

（指定居宅サービスの事業の基準）

第74条 指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い都道府県の条例で定める員数の当該指定居宅サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2～5（-略-）

6 指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（報告等）

第76条 都道府県知事又は市町村長は、居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定居宅サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳票書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定居宅サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2（-略-）

（指定の取消し等）

第77条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～四（-略-）

五 指定居宅サービス事業者が、第七十四条第六項に規定する義務に違反したと認められるとき。

六 居宅介護サービス費の請求に関し不正があったとき。

七 指定居宅サービス事業者が、第七十六条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

八～十三（-略-）

（公示）

第78条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、当該指定居宅サービス事業者の名称又は氏名、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を公示しなければならない。

一～二（-略-）

三 前条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

生活保護法（昭和25年法律第144号）

（指定の辞退及び取消し）

第51条（-略-）

2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～三（-略-）

四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。

五 指定医療機関が、第五十四条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六～十（-略-）

（介護機関の指定等）

第54条の2（-略-）

2～4（-略-）

5 第四十九条の二（第二項第一号を除く。）の規定は、第一項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものを除く。）について、第五十条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含み、同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）を除く。）について準用する。この場合において、第五十条及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。）」と、同条第二項、第五十二条第一項及び第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和三十二年法律第二百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6（-略-）

生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）

（介護扶助に関する読替え）

第6条 法第五十四条の二第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（前略）		
第五十一条第二項第四号	診療報酬	介護の報酬
第五十一条第二項第五号	診療録、帳簿書類	帳簿書類
（後略）		